

## 2 地下水

### (1) 環境基準



## 2 地下水

### (1) 環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	平成9年3月13日環境庁告示第10号に定める方法
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.05 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロペーン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	
ふつ素	0.8 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

